

熊本県感染症発生動向調査事業実施要領

第1 目的

この要領は、国の感染症発生動向調査事業実施要綱に基づき、本県における感染症発生動向調査事業の実施体制を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。

第2 対象感染症

この事業の対象となる疾病は、次のとおりとする。

1 全数把握の対象

別表1のとおり

2 定点把握の対象（五類感染症）

別表2のとおり

3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象指定感染症

二類感染症（13）鳥インフルエンザ（H5N1）

第3 実施主体

実施主体は、熊本県とする。

第4 実施体制

1 基幹地方感染症情報センター及び地方感染症情報センター

患者情報及び検査情報を収集し、全国情報と併せて、これらを保健所、医師会等関係機関に還元するため、基幹地方感染症情報センター及び地方感染症情報センターを熊本県健康福祉部健康危機管理課内に置く。

2 指定届出機関（定点）

定点把握対象疾病について、患者情報及び病原体情報を収集するため、患者定点及び病原体定点を置く。

3 地方感染症発生動向調査企画委員会

情報の収集、分析の効果的・効率的な運用を図るため、小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、微生物学、疫学、獣医学等の専門家（15人以内）からなる地方感染症発生動向調査企画委員会を置く。

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の(73)及び(83)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

（1）対象とする感染症患者等の状態

別表3-1のとおり

(2) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

(1) に該当する患者等を診断した医師は、別に定める基準に基づき、別途届出様式集より当該疾患の届出様式を用いて、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、別記様式2の検査票を添付して熊本県保健環境科学研究所（以下「保健環境科学研究所」という。）に送付する。

イ 保健所

- ① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力する。また、保健所は、当該患者（第2の(54)を除く。）を診察した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の保健環境科学研究所への提供について、別記様式2検査票を添付して依頼するものとする。
- ② 保健所は、感染症発生動向調査システムから呼び出した患者情報及び病原体情報について、週報（月単位の場合は月報）として、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に配布する。なお、保健所においては、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症患者の届出があった場合には、地域の特性に応じた適切な方法を用いて、届出があった事実（個人情報に関する事項を除く。）を前記の関係機関に連絡する。

ウ 保健環境科学研究所

- ① 保健環境科学研究所は、別記様式2の検査票及び検体又は病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式2により保健所、地方感染症情報センターに送付する。
- ② 検査のうち、保健環境科学研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ③ 保健環境科学研究所は患者が1類感染症と診断されている場合、都道府県域を越えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

エ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センターは、それぞれの管内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行なう。

- ② 地方感染症情報センターは、県内の全ての患者情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下③においても同じ。）を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される県情報、全国情報と併せて、保健所の関係機関に提供・公開する。
- ③ 基幹地方感染症情報センターは、県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

2 全数把握対象の五類感染症（別表1の(73)及び(83)を除く）

（1）対象とする感染症の状態

各々の全数把握対象の五類感染症（別表1の(73)及び(83)を除く）について、別に定める報告基準に該当する場合とする。

ただし、別表1の(70)及び(77)については、別表3-2のとおりとする。

（2）調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

上記（1）に該当する患者を診断した医師は、別途届出様式集より当該疾患の届出様式を用いて、7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあつては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式2の検査票を添付して県保健環境科学研究所に送付する。

イ 保健所

① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力する。また、保健所は、第2の(63)、(65)、(66)、(68)から(70)まで、(76)、(78)から(82)又は(84)までの患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の保健環境科学研究所への提供について、別記様式2の検査票を添付して依頼するものとする。

② 保健所は、感染症発生動向調査システムから呼び出した患者情報及び病原体情報について、週報（月単位の場合は月報）等として、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に配布する。

ウ 保健環境科学研究所

① 保健環境科学研究所は、別記様式2の検査票及び検体又は病原体情報が送付された場合にあつては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式2により保健所、地方感染症情報センターに送付する。

② 検査のうち、保健環境科学研究所において実施することが困難なものについて

は、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。

- ③ 保健環境科学研究所は、患者の診断が都道府県域を越えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあつては、検体を国立感染症研究所に送付する。

エ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、それぞれの管内の患者情報について、保健所が診断した医師から届出を受けてから7日以内の登録情報の確認を行なう。
- ② 地方感染症情報センターは、県内すべての患者情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下オにおいて同じ。）を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ③ 基幹地方感染症情報センターは、県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

3 定点把握対象の五類感染症

（1）対象とする感染症の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、別に定める報告基準に該当する場合とする。

（2）定点の指定

ア 結核以外の対象疾病について、患者発生状況を地域的に把握するため、医療機関の中から次のとおり患者定点及び疑似症定点を選定する。

① 小児科定点

対象疾病のうち、第2の(85)から(95)までに掲げる疾病については、小児科の医療機関（主として小児科）を患者定点とし、別表4のとおり選定する。

② インフルエンザ定点

第2の(96)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）については、前記（ア）で選定した小児科定点に加え、内科の医療機関（主として内科）を患者定点とし、両者合わせた患者定点を別表5のとおり選定する。

③ 眼科定点

第2の(97)及び(98)までに掲げる疾病については、眼科の医療機関を患者定点とし、別表6のとおり選定する。

④ STD定点

第2の(99)から(102)までに掲げる疾病については、産婦人科又は産科若しくは婦人科、性病科又は泌尿器科若しくは皮膚科若しくは皮膚泌尿器科の医療機関を患者定点とし、別表7のとおり選定する。

⑤ 基幹定点

第2の(88)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(96)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）及び(103)から(109)までに掲げる疾病については、病院（主として小児科、内科）を患者定点とし、別表8のとおり選定する。なお、基幹定点におけるインフルエンザの届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定される。

⑥ 疑似症定点

第2の(112)から(113)までに掲げる疾病については、(112)は、第一号疑似症定点として医療機関（主として、小児科、内科）を、(113)は、第二号疑似症定点として医療機関（主として、小児科、内科、皮膚科）を疑似症定点とし、別表9のとおり選定する。

イ 病原体定点

病原体の分離等検査情報を収集するため、(2)の患者定点の中から病原体定点を別表10のとおり選定する。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、(2)のアの①、②、③及び⑤（第2の(105)、(108)及び(109)に関する患者情報を除く。）により、選定された患者定点に関するものについては、1週間（月曜日から日曜日まで）を調査単位とし、(2)のアの④及び⑤（第2の(105)、(108)及び(109)に関する患者情報のみ）により選定された患者定点に関するものについては、月を調査単位とする。

イ 病原体情報については、原則として結果がまとまり次第、報告することとする。

ウ 結核については、(3)アに定めるところとは別に情報の収集を図るものとするが、その結果は、新登録患者に関しては原則として月報、登録除外者に関しては年報、登録者の全体に関しては年末現在につき年報として取りまとめるものとする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

① 患者定点は、調査単位の診療時における別に定める報告基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。

② 小児科定点においては別記様式7により、インフルエンザ定点においては別記様式8により、眼科定点においては別記様式9によりSTD定点においては別記様式10により、基幹定点においては別記様式11、12、13により、それぞれ調査単位の患者発生状況を記載する。

- ③ 別記様式 7 から 13 までによる患者情報については、週単位の場合は翌週の月曜日まで、月単位の場合は翌月の初日までに到着するように、郵送及びファクシミリ等により提供するものとする。
- ④ 疑似症定点においては、届出基準を満たす患者を診断した場合は、別記様式 7-7 により、直ちに保健所へ報告を行うものとする。

イ 病原体定点

- ① 病原体定点は、別に定める「熊本県感染症発生動向調査病原体検査実施要領」により、微生物学的検査のために検体を採取する。
- ② 検査定点で採取された検体は、別記様式 2 の検査票を添付して、速やかに保健環境科学研究所へ送付する。

ウ 保健所

- ① 保健所は、患者定点から得られた患者情報（別記様式 7 から 13）の情報項目を、調査単位が週単位の場合は調査対象週の火曜日まで、月単位の場合は調査対象月の翌月の 3 日までに、地方感染症情報センターへ感染症発生動向調査システムにより入力し報告する。
また、対象疾病についての集団発生その他特記すべき情報についても、地方感染症情報センターへ報告する。
- ② 保健所は、地方感染症情報センターからの患者情報及び病原体情報を速やかに週報（月単位の場合は月報）として、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関へ配布する。
- ③ 保健所は、疑似症定点から得られた患者情報（別記様式 7-7）の情報項目を、直ちに地方感染症情報センターへ感染症発生動向調査システムにより入力し報告する。

エ 保健環境科学研究所

- ① 保健環境科学研究所は、別記様式 2 により搬送された検体を検査し、その結果を保健所を経由して検査定点に通知するとともに、これを検査情報として地方感染症情報センターへ報告する。
- ② 検査のうち保健環境科学研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じ国立感染症研究所へ検査依頼する。
- ③ 保健環境科学研究所は、県域を越えた集団発生があった場合等の緊急の場合は、厚生労働省健康局結核感染症課からの依頼に基づき、検体を国立感染症研究所に

送付する。

オ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、管内の患者定点、保健所から得られた患者情報を編集し、調査単位が週単位の場合は調査対象週の翌週の水曜日の午前中まで、月単位の場合は調査対象月の翌月の４日まで、結核の新登録患者については保健所からの情報の伝送があり次第感染症発生動向調査システム（旧システム）により、結核の年末現在の登録者及び年間の登録除外者については翌年の１月末日までに感染症発生動向調査システム（旧システム）又はフロッピー・ディスクにより、中央感染症情報センターへ伝送又は送付する。

また、対象疾病についての集団発生、その他特記すべき情報についても、中央感染症情報センターへ報告する。

- ② 地方感染症情報センターは、管内の患者定点、保健所から得られた患者情報の集計とあわせて、保健環境科学研究所から通報された病原体情報及び中央感染症情報センターから呼び出した全国情報の解析評価を行い、速やかに保健所、医師会、市町村等の関係機関へ還元する。

４ オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

（１）保健所

鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、別に定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。

（２）保健環境科学研究所

ア 保健環境科学研究所は、検体が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所に通知する。通知を受けた保健所においては、その内容を直ちに疑いシステムに入力する。

イ 感染症発生動向調査システムにより入力し報告する。鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあっては、法施行規則第９条第２項に従い、検体を国立感染症研究所に送付する。

第６ その他

本実施要領に定める事項以外の内容については、必要に応じて健康福祉部長が定めることとする。

附 則

この実施要領は、平成１１年４月１日から施行する。但し、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、実施可能となり次第、実施する。

附 則

この要領は、平成１５年１２月１日から施行する。但し、第２の(85)に掲げるRSウイルス感染症に関する報告等については、平成１５年１２月２９日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年 4月 2日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 1月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 5月12日から施行する。

疑似症定点関係については、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年3月9日から施行し、平成23年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年3月4日から施行する。

患者定点数(別表4から別表7まで)については、平成25年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 5月 6日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 9月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 5月21日から施行する。

「患者定点数」

別表 4

小児科定点	
保健所	定点数
熊本市	16
有明	5
山鹿	2
菊池	5
阿蘇	2
御船	3
宇城	4
八代	4
水俣	2
人吉	3
天草	4
合計	50

別表 5

インフルエンザ 定点	
保健所	定点数
熊本市	25
有明	8
山鹿	3
菊池	8
阿蘇	3
御船	5
宇城	6
八代	7
水俣	3
人吉	5
天草	7
合計	80

別表 6

眼科定点	
保健所	定点数
熊本市	5
有明	1
山鹿	0
菊池	1
阿蘇	0
御船	0
宇城	0
八代	1
水俣	0
人吉	0
天草	1
合計	9

別表 7

STD 定点	
保健所	定点数
熊本市	6
有明	2
山鹿	0
菊池	2
阿蘇	0
御船	1
宇城	1
八代	2
水俣	0
人吉	1
天草	1
合計	16

別表 8

基幹定点	
保健所	定点数
熊本市	5
有明	1
山鹿	1
菊池	1
阿蘇	1
御船	1
宇城	1
八代	1
水俣	1
人吉	1
天草	1
合計	15

別表 9

疑似症定点 (第1号、第2号)	保健所	熊本市	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	水俣	人吉	天草	合計
	定点数	43	9	4	9	4	7	6	8	4	7	7	108

「病原体定点数」

別表 10

	小児科定点	インフルエンザ 定点	眼科定点	基幹定点
合計	5	8	1	15

別表 1 (全数把握の対象)

分類	疾患名
1 類 感染症	(1) エボラ出血熱、(2) クリミア・コンゴ出血熱、(3) 痘そう、(4) 南米出血熱、(5) ペスト、(6) マールブルグ病、(7) ラッサ熱
2 類 感染症	(8) 急性灰白髄炎、(9) 結核、(10) ジフテリア、(11) 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る。）、(12) 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 M E R S コロナウイルスであるものに限る。）、(13) 鳥インフルエンザ（H 5 N 1）、(14) 鳥インフルエンザ（H 7 N 9）
3 類 感染症	(15) コレラ、(16) 細菌性赤痢、(17) 腸管出血性大腸菌感染症、(18) 腸チフス、(19) パラチフス
4 類 感染症	(20) E 型肝炎、(21) ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）、(22) A 型肝炎、(23) エキノコックス症、(24) 黄熱、(25) オウム病、(26) オムスク出血熱、(27) 回帰熱、(28) キャサヌル森林病、(29) Q 熱、(30) 狂犬病、(31) コクシジオイデス症、(32) サル痘、(33) 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 S F T S ウイルスであるものに限る。）、(34) 腎症候性出血熱、(35) 西部ウマ脳炎、(36) ダニ媒介脳炎、(37) 炭疽、(38) チクングニア熱、(39) つつが虫病、(40) デング熱、(41) 東部ウマ脳炎、(42) 鳥インフルエンザ（H 5 N 1 及び H 7 N 9 を除く。）、(43) ニパウイルス感染症、(44) 日本紅斑熱、(45) 日本脳炎、(46) ハンタウイルス肺症候群、(47) B ウイルス病、(48) 鼻疽、(49) ブルセラ症、(50) ベネズエラウマ脳炎、(51) ヘンドラウイルス感染症、(52) 発しんチフス、(53) ポツリヌス症、(54) マラリア、(55) 野兎病、(56) ライム病、(57) リッサウイルス感染症、(58) リフトバレー熱、(59) 類鼻疽、(60) レジオネラ症、(61) レプトスピラ症、(62) ロッキー山紅斑熱
5 類 感染症	(63) アメーバ赤痢、(64) ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く。）、(65) カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(66) 急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、(67) クリプトスポリジウム症、(68) クロイツフェルト・ヤコブ病、(69) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(70) 後天性免疫不全症候群、(71) ジアルジア症、(72) 侵襲性インフルエンザ菌感染症、(73) 侵襲性髄膜炎菌感染症、(74) 侵襲性肺炎球菌感染症、(75) 水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(76) 先天性風しん症候群、(77) 梅毒、(78) 播種性クリプトコックス症、(79) 破傷風、(80) バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(81) バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(82) 風しん、(83) 麻しん、(84) 薬剤耐性アシネトバクター感染症
新型インフルエンザ等 感染症	(110) 新型インフルエンザ、(111) 再興型インフルエンザ
指定 感染症	該当なし

別表 2 (定点把握の対象)

分類	疾患名
5 類感染症	(85) R S ウイルス感染症、(86) 咽頭結膜熱、(87) A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(88) 感染性胃腸炎、(89) 水痘、(90) 手足口病、(91) 伝染性紅斑、(92) 突発性発しん、(93) 百日咳、(94) ヘルパンギーナ、(95) 流行性耳下腺炎、(96) インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、(97) 急性出血性結膜炎、(98) 流行性角結膜炎、(99) 性器クラミジア感染症、(100) 性器ヘルペスウイルス感染症、(101) 尖圭コンジローマ、(102) 淋菌感染症、(103) クラミジア肺炎 (オウム病を除く。)、(104) 細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、(105) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(106) マイコプラズマ肺炎、(107) 無菌性髄膜炎、(108) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(109) 薬剤耐性緑膿菌感染症
法第 1 4 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症	(112) 摂氏 3 8 度以上の発熱及び呼吸器症状 (明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。) 若しくは (113) 発熱及び発しん又は水疱 (ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。)

別表 3 - 1

対象	疾患名
疑似症患者 患者 無症状病原体保有者	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）、 新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザ（当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由があるもの）
患者 無症状病原体保有者	急性灰白髄炎、ジフテリア、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、E型肝炎、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
患者	侵襲性髄膜炎菌感染症、麻しん

別表 3 - 2

対象	疾患名
患者 無症状病原体保有者	後天性免疫不全症候群、梅毒